労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十一条の二、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第十八号及び第二十一条第七号中「15」の下に「、15の2」を加える。

第二十二条第一項第三号中「15」の下に「、15の2」を加え、同条第二項中「第十四号の二」の下に「、第十四号の三」を加え、同項第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三　三酸化二アンチモン

別表第三第二号15の次に次のように加える。

15の2　三酸化二アンチモン

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八号に掲げる作業（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成三十年五月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

3　事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成三十年五月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十一号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万五千八百円」を「四万五千九百円」に改める。

第二十四条中「六十五万八千円」を「六十七万千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十二円九十二銭」を「五十二円五十六銭」に改める。

別表第五の下欄中「千七百五十円六十三銭」を「千八百二十五円六十銭」に、「千百八十四円二十五銭」を「千二百三十四円九十六銭」に、「千八十一円二十七銭」を「千百二十七円五十七銭」に、「千九円七十八銭」を「千七十三円八十八銭」に、「七百七十二円三十四銭」を「八百五円四十一銭」に、「百十四円四十二銭」を「百十九円三十二銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月以前の月分の介護加算額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十八年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　山本　公一

内閣総理大臣　安倍　晋三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号イ中「十五万二千三百円」を「十五万九千九百円」に改め、同号ロ中「十一万四千七百円」を「十二万四百円」に改め、同項第二号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」に改め、同号ロ中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同項第三号イ中「十万二百円」を「十万五千二百円」に改め、同号ロ中「五万六千九百円」を「五万九千七百円」に改め、同条第二項中「の規定により行う法第十三条第五項（同条第七項」を「第十三条の二第一項の規定により行う法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第五項（法第十三条の三第三項において準用する法第十三条第七項」に改め、同項第一号イ中「十三万七千百円」を「十四万三千九百円」に改め、同号ロ中「五万九千七百円」を「六万二千六百円」に改め、同項第二号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同号ロ中「四万九百円」を「四万二千九百円」に改め、同項第三号イ中「六万六千四百円」を「六万九千七百円」に改め、同号ロ中「四万九百円」を「四万二千九百円」に改める。